

2026 年 9 月 15 日

株 主 各 位

東京都台東区上野五丁目 7 番 11 号
株式会社 Perpetuals.com
代表取締役 小林 聖

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026 年 10 月 5 日（月曜日）午後 6 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026 年 10 月 6 日（火曜日）午前 10 時
受付開始：午前 9 時 30 分
2. 場所 東京都台東区上野五丁目 7 番 11 号
MR ビル 3 階 当社本店会議室
3. 決議事項
 - 第 1 号議案 定款の一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）
 - 第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
 - 第 3 号議案 会計監査人選任の件
 - 第 4 号議案 募集株式発行の件
 - 第 5 号議案 募集株式発行の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://e-arly.works/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）

当社は、事業のグローバル展開を見据え、監査役設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することを提案いたします。指名委員会等設置会社は、監査役設置会社との比較において米国等の企業のガバナンス体制に類似性が高く、海外投資家等にとってより親和的であると考えられます。つきましては、次のとおりの定款変更につき、ご承認をお願いするものであります。

変更前	変更後
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 指名委員会</u> <u>3. 報酬委員会</u> <u>4. 監査委員会</u> <u>5. 会計監査人</u>
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(会長及び副会長) 第21条 取締役会は、その決議によって <u>会長及び副会長</u> を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2) <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>会長</u> がこれを招集し、議長となる。 2) <u>会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（ <u>順序が定められていない場合には、副会長とする。</u> ）が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 <u>及び監査役</u> に対して	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。た

発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開くことができる。	だし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開くことができる。
(取締役会議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	(削除)
(取締役の責任免除) 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	第 4 章の 2 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会
(新設)	(指名委員会、報酬委員会及び監査委員会) 第 29 条 指名委員会、報酬委員会又は監査委員会の各委員会は、委員 3 名以上で組織する。 2) 各委員会の委員は、取締役の中から選任し、その過半数を社外取締役とする。 3) 監査委員会の委員は、当社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。 4) 指名委員会、報酬委員会又は監査委員会の各委員会に関する事項は、法令若しくは本定款で定められるもののほか、取締役

	会の決議又は各委員会で定める規則で定める。
第 5 章 <u>監査役</u>	第 5 章 <u>執行役</u>
(監査役の員数) 第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	(執行役の選定) 第 30 条 執行役は、取締役会の決議により選任する。
(新設)	(執行役の任期) 第 31 条 執行役の任期は、事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

	<u>2) 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>(代表執行役)</u> <u>第 32 条 取締役会は、その決議により代表執行役を選定する。</u>
(新設)	<u>(執行役に関する事項)</u> <u>第 33 条</u> <u>執行役に関する事項は、法令又は本定款で定められるもののほか、取締役会の決議で定める。</u>
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第 34 条 当会社は、会社法第 423 条第 1 項の執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</u>

第2号議案 取締役8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、本総会終結の時をもって監査役設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。それに伴い、取締役及び監査役の全員が、任期満了となります。

つきましては、次の8名の取締役の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

1. Patrick Gruhn

生年月日	1981年6月17日
略歴	デジタル金融、プラットフォームビジネスおよびグローバル事業開発の分野において、10年以上にわたり経営執行に携わる。 2016年より Kephass Corporation (d/b/a Perpetuals.com) を創業し、最高経営責任者 (CEO) 兼社長として、事業戦略の立案・実行、コーポレートオペレーションの統括、財務管理、規制対応および投資家対応を含む経営全般を主導してきた。 また、欧州を拠点とする Kephass Stiftung gemeinnützige GmbH においても CEO を務め、国際的な組織運営およびガバナンスに関する知見を有する。 2026年より当社代表取締役 (現任)。
重要な兼職	- Perpetual Markets Ltd. Chief Executive Officer - Kephass Corporation Chief Executive Officer / President - Kephass Stiftung gemeinnützige GmbH Chief Executive Officer
保有株式数	普通株式 1,294,860 株、Series P 株式 22,529,840 株

【取締役候補者とした理由】

Gruhn 氏は、Kephass Corporation の創業者兼 CEO として、デジタル金融およびプラットフォーム事業における豊富な経営執行経験を有しており、グローバル事業の立ち上げ・成長を主導してきました。当社による Perpetual Markets 社の子会社化後においては、海外事業戦略の推進、事業統合の円滑な実行および中長期的な企業価値向上に大きく寄与することが期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

2. Matthew Nicoletti

生年月日	1986年4月20日
略歴	ヘルスケア、テクノロジーおよび金融分野において、15年以上にわたり成長を牽引してきた戦略系経営者。ヘルスサイエンス分野における資金調達キャンペーンの主導、M&A の実行、上場支援に加え、Fortune 500 企業や世界有数の機関とのパートナーシップを含む EBITDA 成長・オペレーション効率化の実績を有する。 現在は当社の Chief Strategy Officer (最高戦略責任者) を務める。 また、マクマスター大学の Senior Scientist of Health Finance として、主要な研究者らと学際的研究において協働し、サハラ以南アフリカおよび南米における資金調達評価を実施するほか、Society for Clinical Trials より 2021 年 David Sackett Clinical Trial

	of the Year を受賞した国際的なアダプティブ・プラットフォーム試験である TOGETHER 試験の Clinical Trial Committee を務める。ワシントン大学保健指標評価研究所 (IHME) の Global Burden of Disease 研究のアドバイザーも務める。 さらに、スタンフォード大学 ViRx のアドバイザーリーボードおよび Senior Strategic Advisor として、広域スペクトル抗ウイルス薬および BioShield プラットフォームの資金調達戦略・主要ファンディング施策を推進。Vadar Management LLC の President (社長) 兼創業者として、リバースマージャー、IPO、SPAC、Nasdaq・NYSE 市場への上場支援、SEC 対応、コーポレートガバナンス構築を含む米国資本市場における上場・資本政策の包括的支援を提供してきた。2026 年より当社取締役 (現任)。
重要な兼職	・ マクマスター大学 Senior Scientist of Health Finance ・ スタンフォード大学 ViRx Senior Strategic Advisor / アドバイザリーボード ・ ワシントン大学 IHME Global Burden of Disease 研究アドバイザー ・ Vadar Management LLC President and Founder
保有株式数	0 株

【取締役候補者とした理由】

Nicoletti 氏は、企業価値向上を目的とした実行力の高いオペレーショナル改善、米国資本市場における上場・資本政策に関する実務経験、ならびに複数事業領域にまたがる経営判断経験を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営に寄与することが期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

3. Michael Hilmer

生年月日	1968 年 5 月 13 日
略歴	金融テクノロジー (フィンテック)、データマネタイズ、構造化金融、デジタルトランスフォーメーションの分野にわたり、30 年以上のリーダーシップ経験を有する。また、民間企業および初期段階のベンチャー企業の信頼できるアドバイザーや取締役として、リスク管理、資本配分、データ倫理の監督に関する助言を行ってきた。現在は FUTR Corporation の Vice Chairman を務める。2025 年より当社取締役 (現任)。
重要な兼職	FUTR Corporation Vice Chairman
保有株式数	20,000 株

【取締役候補者とした理由】

Hilmer 氏については、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かして当社の経営の監督が期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

4. Brandon J. Williams

生年月日	1985 年 7 月 2 日
------	----------------

略歴	資本市場、デジタル資産投資およびフィンテック分野において 15 年以上の経験を有する。2020 年より Digital Assets DA AG (スイス) の Co-Founder として Head of Global Business Development を務め、トークナイゼーションプラットフォームの事業開発および戦略的パートナーからの資本調達を主導。2018 年より Cosima Capital LLC において Managing Director として、暗号資産市場における機関投資家・超富裕層向けの OTC 取引および世界有数の暗号資産取引所・ファミリーオフィスへのコンサルティングを統括。2016 年より Laidlaw & Co. (UK) Ltd. において Senior Vice President として支店開設およびプライベート・エクイティ・ファンドの機関投資家向け営業を推進。2009 年より Dawson James Securities Inc. において Senior Investment Executive として、7 年間で 70 件超の PIPE/IPO/セカンダリー取引に関与した。University of Maryland Robert H. Smith School of Business にて Finance and International Business の学士号を取得。 2026 年より当社取締役 (現任)。
重要な兼職	• Digital Assets DA AG - Co-Founder, Head of Global Business Development • Cosima Capital LLC - Managing Director • Laidlaw & Co. (UK) Ltd. - Senior Vice President
保有株式数	0 株

【取締役候補者とした理由】

Williams 氏は、デジタル資産・ブロックチェーン分野における事業開発および資本市場に関する豊富な実務経験を有しております。Digital Assets DA AG の Co-Founder としてトークナイゼーションプラットフォームの事業開発を主導するほか、Cosima Capital LLC において機関投資家およびファミリーオフィス向けのデジタル資産コンサルティングを統括しております。こうした国際的なフィンテック・デジタル資産分野における専門性は、当社のグローバル戦略の推進に大きく貢献することが期待できます。これらの知見を活かし、当社の経営に対する監督および助言が期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

5. 小林 聖

生年月日	1985 年 10 月 4 日
略歴	2002 年に新卒で大阪市役所に入所。その後、パソナでマネージャーとして派遣スタッフの管理およびコンサルティング業務を担当。2016 年には FEEL0.Co. を設立し、家電商材の EC サイト運営に従事。その後 2018 年 5 月に株式会社アーリーワークス (現 Perpetuals.com) を設立し、代表取締役 CEO に就任 (現任)。
重要な兼職	なし
保有株式数	3,938,510 株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、2018 年 5 月に当社を共同創業して以来、代表取締役 CEO として経営全般を牽引し、自社開発のブロックチェーン基盤「Grid Ledger System」の事業化、2023 年の米国 NASDAQ 市場への上場、2026 年の Perpetual Markets Ltd. の完全子会社化等を主導してまいりました。また、2025 年 7 月からは暫定 CFO を兼務し、資本政策、米国証券規制対応および日本の会社法に基づくガバナンス運営の実務に深く精通しております。指名委員会等設置会社への移行後の当社において、日本におけるガバナンス体制および内部統制の維持・強化に不可欠な知見と経験を有することから、取締役として選任をお願いするものです。

6. Edward Mills

生年月日	1975 年 6 月 12 日
略歴	著名な医学研究者・起業家。カナダ・ハミルトンのマクマスター大学において健康研究方法・エビデンス・インパクト分野 (Health Research Methods, Evidence and Impact) の教授を務めるほか、米国スタンフォード大学の VirX において上席研究員を務める。
重要な兼職	・ マクマスター大学 教授、VirX at Stanford University 上席研究員
保有株式数	0 株

【取締役候補者とした理由】

ミルズ博士は、700 本を超える査読付き論文および受賞歴のある TOGETHER 試験の統率実績を有する、臨床試験方法論の分野で世界的に評価される研究者・起業家です。エビデンスの創出、グローバルヘルスおよびリサーチサービス企業の設立・売却に関する深い経験を有しており、こうした専門性を活かし、独立した立場から当社の経営に対する監督および助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。

7. 冨永 昌宏

生年月日	1978 年 10 月 14 日
略歴	2001 年に武蔵大学で経済学の学士号を取得。2003 年 1 月より UNIMEDIA 株式会社にて副社長としてデジタルイノベーションの推進に貢献。その後、2016 年 1 月より株式会社 Dizzy の代表取締役として、経営およびウェブ関連のコンサルティングを提供。2019 年 7 月より当社の社外取締役を務める。
重要な兼職	・ ディジー株式会社代表 取締役
保有株式数	0 株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、デジタルマーケティングおよびインターネット関連事業の分野において、株式会社ユニメディアの取締役副社長として経営に携わった後、株式会社 Dizzy を設立し、代表取締役として経営コンサルティングおよびウェブ関連コンサルティング事業を展開するな

ど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2019年7月の就任以来、当社社外取締役として取締役会に継続的に出席し、独立した立場から経営全般に対する監督および助言を行ってまいりました。指名委員会等設置会社への移行後においても、各委員会の運営を含む当社のガバナンス強化に寄与することが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

8. 五島 康一

生年月日	1966年10月25日
略歴	上場準備責任者として3度の新規上場および東証1部指定替えを達成した実績を有する。1996年より株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパンに設立時から参画し、管理部長としてJASDAQ上場を達成。2003年より株式会社ファーストエスコ（現株式会社エフオン）にてCFOを支援し、マザーズ上場および計100億円超の資金調達を主導。2008年より株式会社エムアウトにて経営管理部長としてVC投資・M&Aに関与。2010年より株式会社スリー・ディー・マトリックスにて管理部長としてJASDAQ上場を達成。2013年より株式会社スプリックスにて監査役、取締役監査等委員を歴任し、監査等委員会設置会社への移行を主導のうえ東証1部直接上場を達成。2019年7月より当社監査役、2026年3月より取締役（現任）。
重要な兼職	- 株式会社カカオピッコマ 監査役 - 株式会社 Walklog 監査役 - 株式会社 Polyuse 非常勤監査役
保有株式数	25,000株

【取締役候補者とした理由】

五島氏は、上場準備責任者として複数企業の新規上場を達成した豊富な実績を有するほか、監査等委員会設置会社への移行を主導した経験を含むコーポレートガバナンスに関する高度な専門性を備えております。また、2019年7月から2026年3月まで当社監査役として、当社の経営および業務執行に対する監査を通じて当社の事業に関する深い知見を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営に対する監督および助言が期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

（各候補者に関する注記事項）

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 次の候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
 - Williams 氏
 - Mills 氏
 - 富永氏
 - 五島氏
 - Hilmer 氏
- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、Hilmer 氏、Williams 氏、富永氏及び五島氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結してお

り、各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定です。また、Mills 氏が選任された場合には、同様に責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

4. 当社と各候補者とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社の取締役を被保険者に含む、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 会計監査人選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、本総会終結の時をもって監査役設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。これに伴い、会計監査人の選任をお願いします。

つきましては、次の会計監査人の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、監査役の決定に基づいております。

(2026年6月30日時点)

法人名	清流監査法人
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-18-3 三葉ビル
代表者	総括代表社員 公認会計士 加悦 正史
設立	2010年2月18日
社員数・所属CPA数	公認会計士である社員等：6人 所属公認会計士：18人 その他の監査実施者：1人 合計：25人
監査対象の上場会社数	6社

第4号議案 募集株式発行の件

会社法第199条及び第200条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の数

普通株式 7,650,000 株 (上限)

(2) 募集株式の払込金額 (募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。) 又はその算定方法

割当先が当社に対して有する金銭債権を出資の目的とし、1株につき割当先と締結する引受契約に定める日の直前20取引日間における、当社株式を裏付けとする米国預託証券 (ADR) の米国 Nasdaq 市場における出来高加重平均価格 (VWAP) を当該 ADR の裏付けとなる当社普通株式1株あたりの価格に割り戻した金額 (5で除した金額) の80%以上に相当する金額 (ただし、ADR1口につき1.50米ドルを下回らないものとします。) に相当する金銭債権を現物出資する。

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

本株主総会による決議日から1年間

(4) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増

加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 割当先

第三者割当 (Alexander Capital L.P.。ただし、Alexander Capital L.P. が ADR の取得を希望する場合には、その指示に従って The Bank of New York Mellon Corporation (The Bank of New York Mellon as depositary bank for DR holders) (米国預託証券の預託機関) に割り当てる。)

(6) その他

本議案のほか、本募集株式の発行にかかる条件は、引受契約において定めます。なお、本募集株式の発行は、Alexander Capital L.P. との間の契約の締結を条件として実行されます。

2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行する理由

割当先である Alexander Capital L.P. は、過去、米国市場における資金調達に際して協力を受けた証券仲買事業者です。本件株式の発行は、同社との今後の関係を踏まえて戦略的観点から締結する取引契約における対価の支払いの一部として行うものです。これにより、当社の現金支出を抑制することができます。また、本件株式の発行は、引受契約で定める一定の条件が成就された場合のみに行われます。

こうした理由から、本議案にかかる株式を発行することは相当であり、かつ、当社にとって合理的であり、1. (2) に掲げる払込金額にて本募集株式の発行を行いたいと考えております。

第 5 号議案 募集株式発行の件

会社法第 199 条及び第 200 条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の数

普通株式 75,000 株 (上限)

(2) 募集株式の払込金額 (募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。) 又はその算定方法

割当先が当社に対して有するコンサルティング契約に基づく金銭債権 (報酬債権) を出資の目的とし、1 株につき発行に係る取締役会決議の日の米国 Nasdaq 市場における当社の米国預託証券 (ADR) の終値を当該 ADR の裏付けとなる当社普通株式 1 株あたりの価格に割り戻した金額 (5 で除した金額) に相当する金銭債権を現物出資する。

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
本株主総会による決議日から 1 年間

(4) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 割当先

第三者割当 (Ashish Kapoor 氏。ただし、同氏が ADS の取得を希望する場合には、その指示に従って The Bank of New York Mellon Corporation (The Bank of New York Mellon as depositary bank) (米国預託証券の預託機関) に割り当てます。)

(6) その他

本議案のほか、本募集株式の発行にかかる条件は、割当契約において定めます。

2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行する理由

本議案は、Ashish Kapoor 氏が当社との間の 2026 年 8 月 20 日付コンサルティングサービス契約に基づき提供する財務アドバイザー、会計監督および資本市場に関する助言サービスの対価として、同契約に基づく未払報酬および成功報酬の現物出資により、同氏に当社株式を発行するものです。実質的な対価を株式とすることにより、当社の現金支出を抑制しつつ、同氏のサービスの成果と当社の企業価値向上との利害の一致を図ることができます。

こうした理由から、本議案にかかる株式を発行することは相当であり、かつ、当社にとって合理的であり、1. (2) に掲げる払込金額にて本募集株式の発行を行いたいと考えております。

以上

[illegible]